

ジカウイルス感染症（ジカ熱）に対する 今後の国内対応について

平成28年2月2日

厚生労働省

今後の国内対応

・以下の事項について対応予定

- ① 感染症法及び検疫法への位置づけ、届出基準等の検討(政省令改正)
⇒感染症法上は4類感染症に位置づけ
- ② 日本医師会を通じて、ジカウイルス感染症に関する臨床情報を医療機関等へ周知
- ③ 自治体及び検疫所における検査体制の整備(検査キットの配布)
- ④ 蚊媒介感染症の対応・対策の手引き(自治体向け)と診療ガイドラインの改訂
- ⑤ 自治体及び医療関係者向けの研修会の開催
- ⑥ 治療・予防法の研究開発

感染症に対する主な措置等

平成28年2月2日

措置内容	医師から保健所への届出	病原体を媒介するねずみ、昆虫等の駆除汚染場所の消毒	就業制限、健康診断受診の勧告・実施	入院の勧告・措置	検疫法に基づく隔離等
	感染症の発生の原因等の調査				建物の立入制限・封鎖 交通の制限
一類感染症 エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等					
二類感染症 結核、MERS、SARS 鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9) 等					
三類感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等					
四類感染症 狂犬病、マラリア、デング熱 等					
五類感染症 インフルエンザ、性器クラミジア感染症、梅毒 等					

注：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ等である「新型インフルエンザ等感染症」については、上記全ての措置を講じることができる。